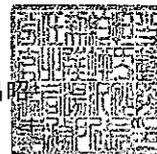


先着順売払公告

以下の国有財産について、先着順に売払を行う。
なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施したが、売払相手方が決まらなかったために先着順により売り払うものである。

平成24年3月28日

分任契約担当官
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長 萬徳 昌



記

- 1 先着順売払に付する事項
 - (1) 売払財産の名称 区分：土地 地目：雑種地
 - (2) 売払財産の数量等 611.24㎡
 - (3) 売払財産の所在地 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字滝沢343-2
 - (4) 売払価格 金4,108,000円
 - (5) 売払代金納入期限 分任歳入徴収官北陸地方整備局湯沢砂防事務所長が発行する納入告知書に定める期限
 - (6) 売払財産の引渡日 売払代金の納付日
- 2 契約条項を示す「先着順売払の手引き書」の交付場所及び期間
 - (1) 交付場所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 総務課
(電話025-784-2263)
 - (2) 交付期間 平成24年3月28日(水)から平成24年5月16日(水)まで
なお、土日祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
ただし、契約予定者が決定次第終了とする。
- 3 現場説明
随時、現場説明を実施致しますので、下記問い合わせ先にお問い合わせください。
買受を希望される場合は、必ず現地にて物件をご確認ください。
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 総務課
(電話025-784-2263)
- 4 売払を申請するための資格
 - (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条に規定する者
 - ② 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - (2) 現場説明に参加した者であること。
- 5 売払にあたって付す条件
 - (1) 国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。
 - (2) 国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。
 - (3) 実地調査等
 - ① 国は、上記(1)(2)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認められるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
 - ② 契約予定者は、正当な理由なく上記の①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。
 - (4) 契約予定者は、上記の(1)～(3)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として国に支払わなければなりません。
- 6 売払相手方の決定方法
買受希望者は、普通財産売払申請書に必要事項を記載し、実印を押印の上、必要書類を添付して持参してください。
※先着1名様に限り受理します。

(申請手続きにあたっては、物件の有無を必ずご確認ください。)

※必要な添付書類が不備等の場合や現場説明に参加されていない場合については、受理できません。

※なお、同日に同一物件に対する売払申請書をお持ちの方が複数名おられる場合には、抽選により売払相手方を決定致します。

7 普通財産売払申請書の提出場所及び受付期間

(1) 受付場所 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 総務課 (郵送・電送は不可)

(2) 受付期間 平成24年4月2日(火)から平成24年5月23日(水)まで
なお、土日祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
ただし、売払相手方が決定次第終了とする。

8 必要な添付書類

(1) 個人の場合は、住民票抄本及び印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内のもの)

(2) 法人の場合は、商業登記簿謄本及び印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内のもの)

9 契約締結の時期

契約予定者(売払申請者)を決定した日から7日以内に売買契約を締結しなければなりません。

10 売買代金の支払い方法

売買契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として納め、契約日を含めて20日以内(20日目が土日祝日等金融機関の休業日となる場合は、直前の金融機関の営業日まで)に、売買代金と契約保証金との差額を支払わなければなりません。

11 所有権の移転

売買代金を全額納付した時に移転します。所有権移転手続きは国が行います。

12 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記する。)を公表します。

13 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約書の作成の要否 要

以上公告する。